

芦市議総第1054号
令和5年3月15日

芦屋市議会議員
たかおか 知子 様

芦屋市議会議長
松木 義昭



ハラスメント申入書に関する「報告書」についての申し入れについて(回答)

貴殿より、令和5年3月14日付で提出された申し入れについて、以下のとおり回答します。

記

1. について

ご指摘の資料は、被申立人から直接弁護士（報告者）へ提出されたものであり、提出した被申立人及び弁護士以外保管しておりませんので、調査の委託者（市議会）から提出はできません。

2. について

調査手続等については弁護士にお任せしているため、調査の委託者から申立人へ申し上げることはございません。

なお、念のため弁護士に確認しましたところ、

「相手方当事者に対する資料の開示については、報告者として、今回の手続きの趣旨、委任事務の内容及び各当事者（申立人・被申立人ら）の意向も踏まえて適切に判断しております。

なお申立人は、『申立人の主張はすべて被申立人にお伝えされています』と記載しておりますが、申立人から報告者に提供された資料や（ヒアリング時における）主張についても、被申立人側に開示・共有していない点が複数存在しますので、申立人のご主張は事実と異なります。

開示資料については報告書42頁（別紙）の『第6 参考（相手方当事者への開示）』に記載しておりますので、ご確認ください。」

とのことでした。

また、弁護士からは、「再度報告書や手続きについてお尋ねになられてもお答えすることはありませんので報告書をもって判断してください。」とのことでした。

3. について

3月14日は全体協議会のおおりに対応しましたが、上記のおおりに申し入れ事項については弁護士にも確認が取れましたので、議員への説明については適切に判断してまいります。

以上